平成 24 年 7 月 17 日

各　位

会　社　名　ニ　チ　ア　ス　株　式　会　社
代　表　者　代表取締役社長　矢　野　邦　彦
コード番号　５３９３　（東証　第一部）
問合わせ先　取締役　執行役員　管理本部長　富田 雅行
電 話 番 号　（０３）３４３３－７２５１
（URL）　（http://www.nichias.co.jp）

2017 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 7 月 17 日開催の取締役会において決議いたしました 2017 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）の発行に関し、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

本新株予約権に関する事項

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
2. 転換価額	553 円
（ご参考）	
発行条件決定日（2012 年 7 月 17 日）における株価等の状況	
イ．株式会社東京証券取引所における終値	450 円
ロ．アップ率【{（転換価額）／（株価（終値））－1}×100】	22.89%

（ご参考）2017 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の概要

(1) 本社債の総額	90 億円及び幹事引受会社に付与された権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額（上限 10 億円）との合計額
(2) 本新株予約権の割当日及び本社債の払込期日（発行日）	2012 年 8 月 2 日

ご注意：この文書は、当社が 2017 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

(3) 本新株予約権を行使することができる期間	2012年8月16日から2017年7月19日の銀行営業終了時(ルクセンブルク時間)までとする。 但し、(i)本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の5営業日前の日の銀行営業終了時(ルクセンブルク時間)まで、(ii)本社債の買入消却の場合には、本新株予約権付社債が消却のためにDaiwa Capital Markets Europeに引き渡された時まで、また(iii)本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2017年7月19日より後に本新株予約権を行使することはできず、また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することができないものとする。 さらに、上記にかかわらず、法令、規則又は当社の定款の作用によるかを問わず株主確定日(以下に定義する。)が指定された場合、当該本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(以下「行使日」という。)と株主確定日との間の期間が、東京における4営業日(当該4営業日の計算においては両日(行使日及び株主確定日)を計算に含めるものとする。)に満たない場合には、当該本新株予約権を行使することはできない。 「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)第151条第1項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。
(4) 償還期限	2017年8月2日

※詳細は、平成24年7月17日付当社プレスリリース「2017年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以　上

ご注意：この文書は、当社が2017年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。